平成２９年（フ）第８０６号
川崎市多摩区長尾４丁目14番14号　ファインヒロ　203
債務者　大滝　正典
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８２０号
川崎市川崎区浜町１丁目４番10号　ＮＹハイツ　301
債務者　金田　哲也
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８２９号
川崎市川崎区榎町３番１―406号　住宅公団
債務者　岡　　敬治
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８４５号
川崎市川崎区堤根37番地４　立身寮
債務者　堀江　朋之
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８６８号
川崎市幸区古川町145番地11　アミュゾン田代　301
債務者　高橋はるみ
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８２７号
名古屋市北区上飯田南町２丁目43番地　アネックスＡ　203号
債務者　武藤　浩史
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９３７号
愛知県海部郡蟹江町学戸１丁目169番地　フォーブル黒川203号
債務者　赤野　久利（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９８９号
愛知県春日井市石尾台１丁目２番地１　タウン石尾台127号棟５号室
債務者　シング久美子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２９年（フ）第６１号
茨城県つくば市筑穂１丁目14番地２
破産者　有限会社アレス
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２１９号
さいたま市南区別所６丁目16番３号
破産者　有限会社アクシス
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
松江市上本庄町1283番地
破産者　松本　隆男
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６号
大分県竹田市久住町大字栢木615番地
破産者　株式会社ハモン・デ・クジュウ
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第１５６号
茨城県ひたちなか市勝倉1464番地の１
破産者　茨城ソフトメン株式会社
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第８５０号
東京都町田市原町田３丁目７番11―202号
破産者　小林　　明
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０４１号
京都市西京区大枝塚原町５番地142
破産者　株式会社みもすパン工房
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７２号
京都市上京区西堀川通元誓願寺上る竪門前町414番地　西陣産業会館内105号
破産者　株式会社モンマルト
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
広島市安佐南区上安２丁目５番26号
破産者　有限会社マルヨシ
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４号
山口県下松市大手町２丁目５番３号
破産者　有限会社中央電化
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５８３号
京都市上京区東堀川通上長者町下る二町目22番地９　ファミール上長者町403号
破産者　江口　満男
免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
平成30年１月18日
京都地方裁判所第５民事部破産係